

第二回公判



検察官

あなたがポイ捨男被告を逮捕したときの状況を説明してください。

警察官(証人)

はい。管轄の町内パトロールをしていたところ、カランと音がしたので、そちらの方へ行ってみると、ポイ捨男被告人とA氏さんが言い争っていました。それで事情を聞こうとしたところ、ポイ捨男被告が逃走しようとしたので逮捕しました。

検察官

これが、その時の空き缶ですね。

警察官(証人)

はい。

検察官

これを証拠として提出します。空き缶より採取した指紋も合わせて提出します。

裁判長

弁護士反対尋問がありますか。

弁護士

証人、この写真を見てください。

これはポイ捨男被告が毎日通う道です。ずいぶん空き缶が落ちていますが、証人はこれまでに空き缶を投げ捨てた人を逮捕したことがありますか。

警察官(証人)

ありません。

弁護士

あなたはこれまでも空き缶を投げ捨てた人を見かけたことがあると思います。それなのに、今回ポイ捨男被告だけを逮捕したというのは何かポイ捨男被告に含むところがあつたのではないのですか。



検察官

意義あり。弁護人の質問は推測であり、証人を侮辱するものです。

ポイ捨男被告

みんなやっているのに俺だけ捕まえるのはおかしいよ。なっ、そうだろ。

裁判長

ポイ捨男被告静かにしなさい。勝手に話すとは退廷を命じます。

よく他の人も大勢やっているのに、捕まった自分は運が悪かったという人がいます。しかし、仮に他の人がやっていたとしても、罪が軽くなるわけではありません。弁護人は質問を続けてください。

弁護士

ところでこれはA氏の垣根のところの写真です。ずいぶん空き缶が散らかっていますね。警察官あなたは廃棄物処理及び清掃に関する法律第5条第1項を知っていますか。

警察官(証人)

は??

弁護士

この第5条1項に「土地または建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地、建物の清潔を保たなければならない」とあります。警察官はその所有者、A氏に対して注意又は何らかの処置を行いましたか。

警察官(証人)

いいえ。しかし、それは道行く人たちが汚したものであって、A氏に責任があるのでしようか。

弁護士

汚した責任と清潔にしなければならぬことは別問題です。しかし、この質問の真意はそこにあるものではありません。私たちはどうも汚れている所、つまり、自分より前に誰かが汚したところには、割合罪の意識なくごみを捨てます。そんな人間の心理的な問題を今回の法廷は裁いているのであって、私はポイ捨男被告一人の問題ではないと言いたいのであります。

ポイ捨男被告

そうだ。俺はたった一つ空き缶を捨てた。いや落しただけだ。

裁判長

被告人は静かに。それでは検察官、次の環境良子証人の主尋問に移ってください。

検察官

皆さん方が、クリンステーションに注意をはらうようになったのはなぜですか。

環境良子(証人)

ルールを守らない人が多いのと、市役所の方で、分別状況が良くないとの話がありましたので、環境美化推進委員として、一週間前から注意を呼びかけていました。

検察官

本事件でそのごみ袋が分別せず子被告のものだということ、どうしてわかったのですか。

環境良子(証人)

ごみ袋が半透明なので、中のダイレクトメールが見えました。その宛名で分別せず子さんとわかりました。

検察官

その時の空き缶とダイレクトメールを証拠品として提出します。



ところでごみをぶつけられたところの状況を話してください。

環境良子(証人)

彼女の家にゴミ袋を持って行って、確認しようとしたら「人のごみを勝手に触らないで、いったい何の権利があつて人のごみを確認したりするの」と大変な剣幕で投げ返したんです。

検察官

本来、自分のミスに気付いて、あなたたちの行為に感謝すべきところを反対に暴力行為にでたのですね。

分別せず子被告

何が好意さ。単なるお節介じやないか。

裁判長

被告人は勝手に発言しないように。弁護士反対尋問をどうぞ。

弁護士

人は誰でもつい、うっかりとしてしまうことがあります。分別せず子被告の場合も、燃えるごみの中についてアルミ缶を入れてしまったのではないのでしょうか。証人は分別せず子被告に対して

特別の感情を抱いていたのではないのでしょうか。

分別せず子被告

そうよ、大体おかしいわよね。なぜ私だけの。空き缶を入れているのは私だけではないわ。それに市役所は私たちが出したごみを処理すればいいのよ。税金だつて払っているんだからね。私たち市民にいろいろと要求すること事態がおかしいのよ。

裁判長

被告人は静かにしなさい。

検察官

両被告及び弁護士においても、本事件がなぜ重要なことなのか、その法律違反がどのような被害を他に及ぼすのかを理解されていないようなので、次回に参考人を申請し解明したいと思えます。



第三回公判



検察官

留萌市が分別回収を始めた理由を教えてください。

市役所職員(参考人)

皆さんもご存じのとおり、ごみを燃えるごみと燃えないごみに分けずに、ごみ処理場で埋立て処分をしていたため、そのごみの埋め立てる確保が困難を極め、いかにごみを減らすかがテーマとなりました。

その対策として新たな施設として「美・サイクル館」を建設し、ごみの減量化や資源の確保、リサイクルを始めるために、今年10月1日から分別収集を始めたところです。その対策の一つとして燃えるごみの固形燃料化を考えました。しかし、燃えるごみの中に、燃えないごみや資源ごみのアルミ缶やスチール缶などが入っていますと、機械の損傷をまねき、処理能力が低下しよけいな費用がかかったり、人手や時間もかかってしまいます。